

令和2事務年度における告発事例

輸入事後調査を端緒とした脱税事件の告発事例

事例1.

眼鏡や日用雑貨等を輸入する際に、本来申告すべき価格よりも低い価格で輸入申告を行い、関税等約3億2,647万円を不正に免れていた事案について、犯則者A及び犯則会社Bを告発しました。

事例2.

合成皮革製靴を輸入する際に、本来申告すべき価格よりも低い価格で輸入申告を行い、関税等約1,937万円を不正に免れていた事案について、犯則者C及び犯則会社Dを告発しました。

金地金脱税事件の告発事例

事例3.

犯則者Eらが、中国から航空貨物により、金地金約120kgを税関長の許可を受けことなく輸入しようとし、消費税等約4,386万円を不正に免れようとした事案を告発しました。



事例4.

犯則者Fらが、香港から航空貨物により、金地金約30kgを税関長の許可を受けことなく輸入しようとし、消費税等約1,806万円を不正に免れようとした事案を告発しました。

